

第3回 サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けた  
カーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会

2022年12月7日

【内野企画官】 定刻になりましたので、ただいまより第3回サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリント算定・検証等に関する検討会を開催いたします。本日も、新型コロナウイルス感染拡大防止策を行いつつ、対面とオンラインのハイブリッドでの開催としております。

委員の皆様、本日も御出席いただき、誠にありがとうございます。

議事に先立ち、お願い事項等を申し上げます。検討会はユーチューブにより配信させていただいており、また、記録を残すため、録音もさせていただいております。議事録については、皆様に確認をいただいた上で、ホームページに掲載させていただきます。

配付資料についてですが、議事次第に記載の6点となります。もし不備等ございましたら、お知らせください。

御出欠の確認ですけれども、本日、伊坪委員は御欠席となります。

それでは、以後の進行は稲葉座長にお願いをいたします。

【稲葉座長】 皆さん、こんにちは。今日は3回目ということになりますけれども、皆さん、よろしくお願いいいたします。

早速、議事に入りたいと思います。資料3は中が(1)、(2)、(3)というふうに分かれていまして、まず最初に資料3の(1)という部分について、前回からの継続議論という部分だと思います。経済産業省さんから御説明いただけますか。

【内野企画官】 資料3の2ページ目以降を御覧いただければと思います。

3ページに、前回の検討会から継続する議論の論点を載せております。

次のページ、まず1つ目、CFPの概念の整理というところがございます。前回の検討会におきまして、CFPの目的次第でCFPの在り方が変化するという整理は正確ではないのではないかという御指摘をいただきました。対応案といたしましては、比較可能性に応じて2段階に整理するというので、まず1段階目として、全てのCFP算定で満たすべき基礎的な要件、2段階目として、他社製品と比較されるCFPの算定において最低限満たすべき追加要件と整理をしております。

次のページに、それぞれの段階のCFPの活用が想定されるシーンを例として記載してございます。

次の6ページ目、こちらは長谷川委員からのコメントを踏まえて、CFPの概念の整理をしたものでございます。縦軸に比較可能性にもつながる客観性の水準に加えて、横軸に正確性の水準、これは1次データの比率ということでございますけれども、この2軸で整理をするということで、業界、製品、企業等の状況に応じた最適解を議論する上で有効ではないかということで、このような整理を記載させていただいております。

次の7ページ目、2つ目の論点といたしまして、前回の検討会におきまして、CFPの算定者が他社製品との比較を意図していなかったとしても、CFPを受け取る者が比較に用いるおそれがあるという御指摘があったかと思えます。対応といたしましては、このガイドラインにおきまして、まずCFPを算定して、提供する者に対しましてその参照したルールを明記すること、それから、比較に用いることができないCFPを提供する際にはその旨を明記するというところとしてはいかがでしょうかというところであります。

また、次のページに行ってくださいまして、CFPの提供を受けて活用する者に対しても留意点ということです。下の右側でございますけれども、異なる企業間の製品では、機能、大きさ等、様々特性が異なるということで、CFPの数値は購入者が考慮できる製品特性の一つにすぎないこと、比較を行う場合には同一の算定ルールに基づいて算定されていることが最低条件となる。ただ、同一の算定ルールに基づいていたとしても、算定のバウンダリーが異なるとか、1次データの使用状況が異なる等の場合においては比較不可能または不適切な場合があることなどを留意点として記載してはいかがでしょうかというところでございます。

9ページ目以降、エネルギーの使用による排出量の計算というところでございます。

10ページ目、まず電力の排出の係数でございます。電力の排出係数については、ISOに準拠をして、このガイドラインにおける要求事項としては、発電時の排出に加えて、燃料調達等に由来する排出も含めた排出係数を用いることとする。また、そのような係数を適切に選択し用いることとするという記載にしてはいかがでしょうかというところであります。

どのように選択をするかというところは、12ページに飛んでいただきまして、方法として、真ん中の辺り3つほど記載しております。方法1としては、燃料の採掘から発電設備の建設とか廃棄等に至るまでの間接排出、これを含む係数を電気事業者から直接入手するという方法。2つ目が、IDEA等の2次データベースかつ間接排出を含む係数を使用

するという方法。3つ目が、温対法の排出係数を使うということですが、こちらは直接排出しか含まないということですので、それに間接排出の分母を足すと、そういうやり方でございます。

理論的にはこうした方法があるということでありまして、現実的には今我々が承知している範囲では、電気事業者でこうした間接排出を含む係数を公表しているところでは承知しておりませんし、また、方法3のように温対法の係数にプラスする部分の間接排出の計算というのが、CFPの算定者自身が算定するためには、やはりまた電気事業者等から情報をもらわないと自分だけでは算定できないという状況でありまして、現実的には方法2が取り得る選択肢となっているのかなというところがございます。

他方で、CFPの算定者、つまり、電力の需要家からすると、グリーンな電力を高い料金を払って購入しているというような場合に、それをCFPの値に反映させたいというニーズもあるわけがございます。このページの下の部分にありますように、ここは課題とそれに対する対応というところがございます。まずIDEAにおいては電源別の排出係数が整備されてないということでありまして、例えば再エネの係数とか電源別の電力の排出係数を提供することが有益ではないか、また、将来的には、方法1に該当するCFPの算定に用いることができる電力の排出係数をエネルギー事業者が算定・提供することも検討すべきではないかと記載してございます。この方法については、間接部分の排出の計算の方法を電気事業者等が計算しやすいように国のほうで計算の方法等を示してあげることが必要になってくるんじゃないかなと考えております。

いずれにしても、このなお書きの部分のところは、ガイドラインにおける算定というところではなく、問題提起ということでレポートのほうに記載してはどうかと考えてございます。

13ページ、再エネ証書等の計算方法でございます。基本的には、使用する電力由来の排出量から再エネ証書等の排出量を控除するということでありまして、J-クレジットについては再エネ電力由来に限定をするということで、外部から購入した電力由来の排出量から購入したクレジットの量を差し引く。非化石証書については、系統から購入した電力由来の排出量から非化石証書の量を控除した電力量に係数と補正率を掛ける。グリーン電力証書についても同様に、電力由来の排出量からグリーン電力証書の量を控除したものに係数を掛けるという方法。いずれも他社から供給された電気の使用に伴って発生する排出量を控除の上限とするということでありまして、これらにつきましては温対法の計算方法

を参照しているというところでございます。

14ページの熱についても同様であります。外部から購入した熱に由来する排出量から証書等の量を控除するということでありまして、J-クレジットについては再エネ熱由来のものに限定、また、グリーン熱証書も活用可能という整理をしております。

それから、16ページ目、再エネ証書等を活用する考え方というところでございます。再エネ証書等は、組織単位の排出量のみならず、製品単位のCFPにも活用可能というところ、それから、複数の製品に振り分けて活用する場合は、その合計が当該再エネ証書等の量を超えないようにするダブルカウントの防止ということを記載しております。

それから、17ページ目以降、その他技術的な論点の取扱いというところでございます。これらについては、基本的にはISOの要求事項を引用するというところで考えてございません。

18ページ目、土地利用変化／土地利用に関しましては、それによって発生した排出量、除去量については、国際的に定められた方法に従って評価し、CFPに含めなければならないと記載してはどうかというところ。

19ページ目、バイオマスに関しましては、こちらもISOを引用しつつ、バイオマス由来製品のライフサイクルにおいて、関連する全ての単位プロセスを調査対象システムに含めなければならないという記載にしてはどうかというところでもありますけれども、次のページ、ISOの記載が少し分かりにくいというところもあるので、図示もしながら分かりやすくしたらどうかというところがございます。四角囲みの上のポツですけれども、バイオマス素材の成長段階における大気中のCO<sub>2</sub>の吸収量は、吸収した段階で排出量から減じるということでもあります。これに関していうと、例えば中間材の例でいうと、中間材のCradle-to-graveのCFPであると、吸収分が排出量を上回る場合はCFPの値がマイナスになる場合もあり得るということ。それから、2つ目のポツは、これは必ずしもISOにおいては明示されていることではないんですけれども、日本のFIT制度とかEUの再生エネルギー指令も参考にして、持続可能な方法でバイオマスが生産された場合に限り、バイオマスの成長段階のCO<sub>2</sub>吸収量と燃焼時のCO<sub>2</sub>の排出量が等しいとみなすことができるということを加えてはどうかというところがございます。

それから、リサイクルに関しましては、リサイクルの回収工程については、材料の固有特性を踏まえ、製品ごとのシステムの境界を設定し、算定対象や配分手順について説明しなければならない。また、リサイクルプロセスに関する算定のガイドライン等がある場合

には、その算定根拠を用いて算定することが望ましいという旨も記載しております。

少し飛ばさせていただきます、マスバランスであります。マスバランスをCFP算定で用いる場合、ISOのマスバランスモデル、これは下に注がございますけれども、生産プロセスにおいてある特性を持った原料と持たない原料を混合する場合、特性を持った原料の投入量に応じてその特性を生産物の一部に割り当てる手法ということでありまして、それに相当することを前提として、生成物に対して適切に排出量を割り当てるものとし、材料の計算方法は分野別ガイドライン等を使用する。また、マスバランス方式の適用の可否は、CFPを利用する者において判断される場合があるという留意事項も記載してはどうかというところがございます。

最後、5番、オフセットであります。まずCFPの算定において、カーボンオフセットは含めてはならない。ただ、算定した後にCFPに対してオフセットをする場合、カーボンオフセットをした旨とその詳細を明示しなければならないという記載してはどうかと考えてございます。

ここまでの説明は以上になります。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。それでは、今までの御説明に対して、委員の皆さんの御意見、それから、御質問をいただきたいと思っております。

どうぞ。長谷川さんですか。

**【長谷川委員】** ありがとうございます。ボストンコンサルティンググループの長谷川です。CFPの概念について客観性と正確性の要件を入れていただきまして、感謝申し上げます。

CFPについては、製品別のルールにのっとり第三者検証を実施して1次データを使うというのが本当はできれば最も理想的ではあるんですけども、現実的には企業のケーパビリティとかコストという観点でかなりの制約を受けるという認識をしております、あまり高い水準を設定するとポーティングができなくなってしまうのではないかなというところが難点になっていると思っております。

したがって、低い水準でポーティングを実施しながら、徐々に要求レベルを上げるといったような時間軸を込めたような考え方も有用になるのかなと考えておまして、この観点で客観性と正確性といったような軸を提示することで、取組レベルをマッピングして現在地と将来地点を明確にしながら、どういうふうに引き上げていくのかというような議論ができるようになったということは非常に有益かなと思っております。

一つ、微細なワーディングかもしれないんですけども、「他社製品と比較されるCFP」というワーディングについては、もしかして「比較」というワーディングをもう少し見てもいいのかなと考えております。今回、趣旨は理解するところではありますけれども、やはり何らかの比較はするのではないかとといったような議論は常に惹起されてしまうのかなというところで、「他社製品と比較される」というワーディングよりは、例えば「客観性もしくは厳密性が求められるCFP」といったようなワーディングのほうがイメージに近いのかなという印象を受けております。

以上です。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。用語の使い方についての御指摘もいただきました。

ほかに委員の方々どうですか。伊藤さん、どうぞ。

**【伊藤委員】** 三井物産の伊藤です。よろしくお願いたします。

少し細かいところも含めてなんですが、まず最初に今、長谷川さんおっしゃるとおり、やっぱり時間軸は大事かなと思っています。特に中小企業の方々とかとお話をしていく中で、やはりある程度準備期間が欲しいというようなお話も頂戴しているところです。

その他幾つか細かいところなんですが、電力に関して、IDEAのデータあるいはほかの2次データも含めて使っていくというところなんですが、電力に限った話ではないんですけども、そうすると、やはりある程度オープン化していくというところ、データを誰でも手に入るという形にしないと、持つ人と持たない人というところが出てきてしまうのかなと思っています。

それから、再エネ証書の控除の件なんですが、基本的にはこちらもマスバランスと同じ考え方かなと思っています。こちらは控除が認められているというところになってまして、ただ、どちらかというサプライヤー側のほうで適切な管理をしていかないと、控除をした製品を買われて、でも、実はもう既にオーバーしていたとか、そこら辺はさすがに買われる人からするとちょっと判断できないところではあるので、いわゆるグリーンウォッシュ的なところの回避、ここの責任というのはサプライヤー側にあるという方向で整理する必要があるのかなと思っています。

それからもう一つ、マスバランス方式のところではありますが、やはりここは上場企業の方々、素材メーカーさんとかはかなり関心が高いポイントかなと思っています。実際、顧客の嗜好によるというところではあると思うんですが、この先、今後の検討としてもう

一歩踏み込んで、いわゆるグリーン購入、このところで認められるかどうかというところ、これによってこのマスバランスという考え方が普及するのかなのかというところは大きく左右されるのかなと考えております。

以上になります。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。ほかにいかがですか。深津さん、どうぞ。

**【深津委員】** ありがとうございます。グリーン購入ネットワークの深津でございます。

先ほどから意見が出されている再エネ電力ですが、13枚目のスライドで証書の活用について触れられています。今後の課題だと捉えていますが、証書以外に、電力契約を再エネプランに切り替えたり、工場に太陽光パネルなどを設置して自家発電し、生産ラインに使ったりしている場合に、どのように控除できるのか、できないのかという点もガイドラインで触れていただきたいと思います。

以上です。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。

皆さんの御意見をお伺いするというをやっています。田原さん。

**【田原委員】** 産総研、田原です。今のバージョンIDEA3.2では各々の発電方式毎のデータはないです。次バージョンv3.3で、対応しようと動いています。お約束はまだできないんですけども、一応担当の人と昨日も打合せをして、これでいいんじゃない？とかいうレベルまで行っています。不確実性が非常に高いデータにはなってしまうんですけども、そういったことを注意しながら使うということができるとかなと思っています。

もう1点なんです、J-クレジットのほうは、最初の計算には入れませんという形ですよね。後から別枠で差し引いて良いと言う形だと思うんですが、ユーザーにとっては再エネの電力も同じ考え方になると思います。この辺の扱い方をはっきりした方がよいと思います。再エネを勝手に差し引いているよといったときに、本当に普通のいわゆる公共電力で作った電力を使用している場合には、逆に書くのか書かないのかというのはクリアにしておかないと、J-クレジットを買っている人だけ差し引きできないのは、何か損した気分になるのはよくないしというところはちょっと気になりました。

以上です。

**【稲葉座長】** 今のところは最初にお答えいただくほうがいいのかと思うんですが、どうですか。

**【内野企画官】** J-クレジットにつきましては、電力に関しては再エネ電力由来のJ

ークレジットに限定をするということでありまして、これは削減効果が再エネから発生するJークレジットであるということ、つまり、再エネであるということを証するものという取扱いをするということでありまして、これはオフセットクレジットとしての使い方ということではなくて、証書的な使い方をこの再エネ電力由来のクレジットで使うということかと考えております。これは、例えばRE100とか国際的なイニシアチブにおいても、クレジットのオフセットは使えないということですが、再エネ電力由来のJークレジットを証書的な使い方をすることは認められているということとも整合するのかなと考えております。

**【稲葉座長】** 田原さんの今の御質問の中で、使えないという理解があったんですけども、これは使えるようにするという理解だと思います。

**【田原委員】** 言葉が間違っていたかもしれないですけども、オフセットのところは後からということですよ。通常のオフセットで差し引けない。電力に伴うJークレジットオフセットは差し引けるといところが、気になりました。それはそういう考え方でやることには、別に反対とかいうわけではないんですけども、電力以外のオフセットというのを使っている人たちはCFPの数値では差し引けなくなっているので、オフセット的な電力や再エネ証書を買っていますということを黙って差し引くのでは無く、情報を付け加えるとかのような措置というものもあるべきだと思います。そこも気にしないで、とにかく下げたい人は電力関連ではOKですよとするならば、明確にしておいたほうがいいかなという意見です。

**【稲葉座長】** お答えになりますか。

**【内野企画官】** 今のところは、再エネ証書等を使う際に、今、電力の場合でいうと3つ挙げておりますけれども、どういうものを使ったかというものをどこかで明示するかどうかというところ、その論点については、Jークレジットも非化石証書も同様の取扱いをするというのが適当かなと思っております。

**【稲葉座長】** 今の段階では電力については書いてあるけれども、ほかのオフセットについては書いてないという理解でよろしいですか。

**【内野企画官】** この部分については、非化石証書、グリーン電力証書と同様な使い方ができるのは再エネ電力由来のクレジットということで、これは証書的な使い方をします。最後CFPの値を算定した後に使用するのまさにオフセットでありまして、オフセットクレジットについてはどういうものを、詳細についてはきちんと明示をすると、そういう



書き方にしてございます。

【稲葉座長】 一方で、今のところは明らかにしておきたいんですけども、25枚目のスライドのところで「オフセットを含めてはならない」と書いてあるので、その部分と何か整合性がないような気がします。

【内野企画官】 ですから、13ページ目のJ-クレジットの使用は、オフセットクレジットとしてのJ-クレジットの利用ではなくて、証書的な使い方としてこれは認めるということに今の案では整理しているということです。

【稲葉座長】 よろしいですか、皆さん、今のところは。どうぞ。

【渡慶次委員】 ゼロボード、渡慶次です。恐らく私の理解では、田原さんがおっしゃられているのは、電力を購入した後に再エネ価値を充てる場合のオフセットというものもありますけれども、電力メニューとして小売電気事業者側で非化石証書が充たっている場合、あるいは生の再エネを提供している場合というときにそれを購入している人もそこを遡及をできるわけなんですけど、CO<sub>2</sub>排出量という意味では、きちんと遡及できない、していない場合に不利に見えちゃうんじゃないですかという話なんじゃないかなと私は理解したので、必ずしも再エネを買うという方法が証書によるもの、ここの13ページに記載されているものだけではないということも明示しておくとか分かりやすいんじゃないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

【内野企画官】 資料の作り方がちょっと分かりにくかったと思うんですけども、この13ページは、算定者自身が証書等を買う場合ということでありまして。ここのページにも、外部から購入した電力由来のGHGの排出量ってありますよね。そこは電力量に係数を掛けると。その係数については、すみません、この前のところに。

【稲葉座長】 12枚目のスライドですね。

【内野企画官】 10ページとか12ページとかですね。これは、ですから、電力事業者が非化石証書等を活用するということができ得るということで、温対法の係数はそういう計算の方法で、電気事業者が非化石証書なりJ-クレジットを活用して係数を下げることができるわけでありましてけれども、先ほども申し上げたように、今、電気事業者が、間接排出を含んだ形で、かつ証書も活用して係数を算定・提供するのは現実的には難しいので、そこは将来的な課題ということですね。

【稲葉座長】 よろしいですかね、皆さん。電力については、発電事業者さんがクレジットを利用して自分たちの原単位として出すときもあるし、また、それを証書として売っ

ているときがあって、一般事業者はそれを買ったりしますよね。ですから、その場合によってこういう計算をするんですというのがもう少し分かりやすくガイドラインの中で書いていただけると、読んでいる人が便利かなと思います。

田原さん、何かありますか。

【田原委員】 補足というか、電力だけがちょっと特別扱いなんですね、多分、私の理解では。電力の使った分だけは再エネに変えていいですよ。それはオフセットという言い方に近いんですけども、証書を買ってしてもいいですよ、でも、それ以外の例えば化石燃料を燃やしている部分も含めたGHGの排出量は、別途オフセットを買ってきてオフセットしちゃうのは今は駄目ですよというのが今の整理になっていますね。

【内野企画官】 電力と熱以外ということですね。

【田原委員】 なので、そこが電力だけ特別扱いになっていて、結局はオフセットに近いことをしたんだけど何も書かないでいいんですかというのが僕の質問で、オフセットをこっちはできないんだけども、こっちはできるよと言ってそのまま素通りでいいんでしょうかというのが僕がした最初の質問です。

【稲葉座長】 御質問の意味は、意図は分かりました。

河村さん、お手を挙げていますか。

【河村委員】 はい。今の話に関連して説明というか、確認したいと思います、この電力証書でJ-クレジットが認められるというのは、グリッドがつながっていて、そこで発電している太陽光などの再エネであれば、エリア的につながっているとして使える。だから、日本国内なら使えるけれども、海外での再エネ証書は日本では使えないというのがGHGプロトコルでも設定されており、その辺りと概念は同じなので、つながっているものとして電力や熱について再エネが当てはめることができると。全く別のJ-クレジット、削減活動等については使うことはできないで、算定した後のオフセットになるというふうなことで理解しております。

【稲葉座長】 河村さんの理解で多分合っているとは思いますが、そのところをもう少し明確にガイドラインとしては記述するほうがよからうということだと思います。

【河村委員】 はい、そうですね。

【稲葉座長】 電力のところは今盛り上がっていますが、何かほかに、ほかの部分においてどうですか。

河村さん、どうぞ。

【河村委員】 すみません、続けてで。こちらの証書等を当てはめるような場合についてなんですけれども、特定の事業所とか組織として証書を買って使っている、それを全部ミックスした後での排出係数等について計算に使うという場合は割とシンプルで当てはめられると思いますけれども、ここで議論されているのは、特定の生産物に対して、算定したい生産物に対してこの証書を当てはめることもできるというふうな書き方で説明されているんですけれども、その場合、その証明というのがちょっと難しくなるのかなと。必ずしもそういうふうな目的でもともと買ってないものを後から宣言に利用する事業者さんもいるかもしれないというところがあるので、それを自主計算で比較等を何もしないでやるものであれば認められるといたしますか、そのままでいいと思うんですけれども、例えば検証しなきゃいけないとなると、それを検証するのも結構大変になるのかなと思ったので、その辺りが明確になるといいかなと思ったところです。

あとは、電力の部分が結構ページも割かれていますけれども、これを把握する、計算すること自体がすごく難しいというケースもあり得るし、その状況自体で結構変わってしまう部分でもあるので、把握しづらい場合に使える電力の係数というようなものも示すと、他の事業者さんとも比較しやすくなるし、自社工場でも工場によって買っている電力が違って同じ物を作っているというケースもあり得ると思うので、そういう場合に使いやすい係数や指針が示されるといいかなと思いました。

あともう1個、すみません。土地利用に関してになるんですけれど、今の示されているところで、18ページで国際的なガイドラインとしてIPCCのガイドラインが書かれています。現在、GHGプロトコルのほうでも土地利用と除去に関するガイドラインが今ドラフト版として出ていまして、来年春頃に正式版として確定する予定です。なので、この年度末に出されるガイドライン、こちらのカーボンフットプリントのガイドラインについては、そのGHGプロトコルの土地利用に関するものについても言及があるといいのかなと思ったところです。

以上です。

【稲葉座長】 御意見としていただいております。

ほかには何かありますか。よろしいですか。

今いろいろな意見が出ましたが、特に電力のところについては、もう少し分かりやすさが必要だという御意見だと思います。それから、サプライヤーの責任が重要よというお話がありましたので、そこについても言及があるといいかなと思いました。

今、オブザーバーの経団連、須永さんからお手が挙がっているということですが、オブザーバーとしての御発言がありましたらどうぞ。

【日本経済団体連合会】 経団連、須永でございます。御指名いただきありがとうございます。

10ページからの電力の排出係数について申し上げたいと思います。こちらの記載でございますが、本ガイドラインにおける要求事項として、電力の排出係数については、発電時の排出に加えて燃料調達等に由来する排出も含めた排出係数を用いることとされています。他方で、例えば、燃料毎・産地毎に採掘・輸送などの各段階における関係先が多岐にわたっている点、あるいは再エネが拡大したことに伴い、大規模発電事業者だけでなく、住宅太陽光等の小規模事業者による割合が増えている現状を踏まえ、小売電気事業者がこれら全てのデータを把握し、間接部分まで含めた係数を算定することは実務上、簡単ではないのではないかと思います。したがって、電気事業者、エネルギー事業者等の意見も十分に聞きながら、ガイドラインの記載内容について検討を進めていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

【稲葉座長】 ありがとうございます。その部分については、12ページのところにも、どうやってデータを作るんですかという部分がありますので、須永さんの御心配を入れながらガイドラインの作文をしていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいんですけれども、次の議題が、この資料3の(2)という部分だと思います。これについて、経済産業省さんからの御説明をお願いします。

【内野企画官】 資料の27ページ目以降でございます、「他社製品と比較されるCFP」の算定において最低限満たすべき要件というところでございます。

まず28ページ目に、その前提というところで書いてございますけれども、今回このガイドラインは、タイプⅢ環境ラベルに関しましてはガイドラインの取扱いの対象外としていただいております。その心は、この検討会の議論において新しく環境ラベルを創設することなどを意図しているわけではございませんし、環境ラベルは国際規格に基づいて運用されるものであるというところでございます。他方で、環境ラベルを用いずとも、CFPの比較を行うニーズが拡大しているということを踏まえて、この検討会においては、環境ラベルを用いずとも、CFP確保を行うために必要な要件を整理することとしてはどうかということでございます。その前提で幾つか論点ごとにガイドラインの要求事項等

の案として記載してございます。

33ページ目、製品別算定ルールの利用というところでございます。これ、前回までの資料においてはPCRという用語を使っておりましたけれども、稲葉座長からの御指摘もありまして、PCRというどうしてもタイプⅢ環境ラベルを想起する人が多いだろうということでありまして、先ほど申し上げた整理との関係で、製品別算定ルールという言葉を使っております。

他社製品と比較されるCFPを算定する場合は、当該製品に関する製品別算定ルールを用いなければならない。また、既存のルールが存在する場合においても、新規のルールをつくることは可能というところでもあります。右側の下辺りに幾つか書いてございますけれども、例えば利害関係者が協議をして新たに作成すべきとされた場合とか、海外で策定されたものであって、日本国内での実態を踏まえて策定することが適当である場合とか、何らかの利用制限が課されているといったような場合には、新しいルールを作成することが可能という記載にしてございます。

34ページ目、製品別算定ルールの作成に関しましては、利害関係者等による協議が必要。作成のプロセスはISOの方法にのっとり行うということを記載してはどうかというところがございます。

少し飛んでいただきまして、38ページ目、1次データを収集する範囲でございます。製品別算定ルールは、1次データを収集すべき範囲を規定しなければならない。算定者はそれに従って収集するということでもあります。1次データの収集する範囲に関しましては、右側にあります2つ目のポツですけれども、自社の所有または管理下にあるプロセスにおける活動量は、原則全て1次データを収集する。排出係数については、1次データを用いるべき物品名等を明記するということでもありますけれども、考慮することが求められる要素として幾つかあります。

ライフサイクル全体に占める排出量の割合が大きいかどうか、当該製品の特性を踏まえると排出削減に取り組むことが重要であるかどうか、それから、実際の排出量と平均的な排出量に差が大きいかどうか、算定者がデータを入手可能かどうか、こういったことを考慮して1次データを収集すべき範囲を製品別算定ルールにおいて規定するというところではどうかというところがございます。また、算定者は1次データを用いて算定した排出量の比率を示すということ、それから、1次データを提供する者は必要な情報を添付しなければならないということも記載してはどうかというところがございます。

次のページ、利用可能な2次データに関しましては、製品別算定ルールにおきまして、データベース、これはバージョンも含めて指定をする。それを、指定のあったデータベースを使用しなければならないという記載にしてはどうかというところでございます。

次のページ、検証の要否であります。まずCFPの情報の利用者は、製品間の比較を行う場合は、CFP情報の提供者に対して第三者検証を要求すべき。また、CFP情報の提供者は、CFP情報の利用者が提示した要件も考慮して、第三者検証を依頼すると、こういう記載にしてございます。

次のページ、検証を行う者の要件でございます。CFP情報の提供者は、CFP情報の利用者が希望する検証に関する要件を考慮して、第三者検証機関に検証を依頼するという。それから、参考情報ということで右側に枠囲いがありますけれども、CFP情報を調達に活用する者に対するガイダンスとして、検証機関の要件として参考となる情報として、ISO14065の取得の有無とか、検証の実績ということを載せております。

それから、次のページ、検証の水準及び手法でございます。検証の水準については、合理的保証、限定的保証いずれも可能ということ。それから、妥当性確認ではなく検証されていなければならないということでございます。それから、右下にある、CFP情報を調達に活用する者に対するガイダンスといたしまして、検証済みのCFPであっても、必要が認められる際には、CFP情報の利用者がCFP情報の提供者に協力を求めることは排除されない。ただし、疑義の存在等の調査を行う必要性を明らかにすることという旨も記載してございます。

それから、1次データの検証に関しましては、1次データの提供者は、そのデータを用いて算定したCFPを検証する者が参照できるよう、必要な情報を添付しなければならない。また、CFPの算定者は、1次データ、サプライヤー等から提供された情報も併せてCFPの算定の結果として検証者に提供をする。検証者において疑義等が生じた場合は、CFPの算定者が1次データの提供者に対して必要なさらなる調査等の対応を依頼しなければならないという旨を記載してございます。

この部分の説明は以上になります。

**【稲葉座長】** この部分について、御意見、御質問ある方はどうぞ挙手してください。  
野村さん、どうぞ。

**【野村委員】** ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン、野村です。

2件ございまして、1点目は、製品別算定ルールの策定プロセスのところでございます。

これは33ページで一応利害関係者とかそういった関係者で協議して合意された場合とあるんですけども、これはどの程度の範囲とか関係者で協議されたものであれば、一応策定されたというふうにみなされるのか。もちろんできるだけ同業者に声をかけるとかというふうに書かれてはございますが、例えば声をかけた結果、協議する人が2社ぐらいしかいなかったとかいった場合、それでもその作成された製品別算定ルールが一応合意されたというものとして使えるものとしてできるのかということと、あともう一つは、そういった策定プロセスを踏まえて、そもそもその製品別算定ルールが妥当だというふうにもうみなされるのかということがどうなのかなと。要は、協議を踏まえた上でもう妥当だ、その製品別ルールが妥当だというふうにみなされるのか、あるいは別途、何かしらレビューなりを客観的に受けないといけないのかとか、そういったところがちょっとどうなのかなと思っている次第でございます。

以上です。

**【稲葉座長】** 作成方法についての御意見ですね。

ほかに何かありますか、皆さん。深津さん、どうぞ。

**【深津委員】** ありがとうございます。算定ルールの策定の仕方については、今、野村さんから御指摘のあったところは私も同感です。

また、第三者検証、算定結果の確からしさを担保するために第三者検証を求めることは重要と思っておりますが、環境配慮型製品を製造する事業者の中には中小企業も多く、比較的単価の安い製品を製造される事業者も多いことから、第三者検証を受けるための費用と時間も気になっています。第三者検証は必要と思っておりますが、どのように運用するべきかを考えています。

資料3の6枚目のスライドで正確性と客観性というところで図示していただいておりますが、その中に、自主的な算定・検証とか、任意の検証というレベル感も示されていて、今回のガイドラインではここは入らないのかなというところは1点確認をしておきたいなと思います。

一旦以上です。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。ほかにいかがですか。長谷川さんですか、どうぞ。

**【長谷川委員】** 長谷川です。1次データの要件についての少しコメントではあるんですけども、これ、サプライチェーンの上流というところも含めて考えたときに幾つか意

味があるのかなと思っていて、まず1つ目は、大企業にとって非常に有利な状況を生みやすいという課題はあるのかなと思っています。現時点では1次データの共有ということについて、サプライヤー側、上流のプレーヤーにとってはデータ共有の負荷が非常に大きいという状況の中で、サプライヤーに対して圧力をかけることができるような大企業さんにとっては1次データへアクセスできるが、一方で交渉力が弱い中小企業というのはこれにアクセスできないといったような不均衡が生まれる可能性がある。なので、この辺りで、もしかして努力目標レベルかもしれませんが、上流プレーヤーの呼応義務といったようなものについて何らかの言及をする必要性もあるのかなかもしれないなと思っているというのが1点目です。

加えて、これ、同じ業界でもサプライチェーンモデルの違いによって差が出てくるといようなケースがあるという点についても留意が必要かなと思っています。アパレルでも、自社で製造から販売するようなプレーヤーさんと、あとは委託事業者さん、特に海外の中小企業さんを使うようなプレーヤーさんですと、サプライチェーンに対するコントローラビリティがかなり異なっているところかなと思っています。したがって、これ、コントローラビリティが高いSPAに水準を当てて基準をつくってしまうと、委託モデルを使う事業者さんにとっては非常に過度な負担になる可能性がある。他方で委託モデルの水準感に合わせると、SPAさんにとってはちょっと緩いものになる可能性があるというところで、この辺で区分けした取扱いをする必要があるかないか、この辺も議論が必要かなと考えております。

以上です。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。はい、どうぞ、渡慶次さんですか。

**【渡慶次委員】** 2点あります。まずCFPの算定を我々もよく受けているんですが、事業者さんの悩みとしては、当然上流側のデータの正確性というところもあるんですけども、下流側、使用時の排出量をどう算定するかということもかなり悩まれている方が多いかなと思います。これは多分に物売りからシェアリングとか、ビジネスモデル転換が起きている中で、例えば再エネでの充電を前提としたEVのシェアリングを行う、そういった事業者さんに、例えば車を売った場合ってどうなるんですかとか、いわゆる一般的なシナリオに当てはめられないような事業形態もどんどん出てきていますので、そういったものもガイドラインで明確化をしていったほうがいいかなと思っています。

あと2点目として、他社製品と比較するというときに、一つの目的を達成する上で、必



ずしも同じ製品間での比較だけではなくて、違う製品とか違うサービスでの比較も起こるかなと思っています。例えばここに来られるまでの交通手段も複数あるわけで、例えば自動車の中で比較するんだったら分かりやすいですけども、例えば電車とかそういったほかのものも含めて、いずれもPCRに従って算定はしているんですけども、アップルツーアップルで比較することができないですよというときに、もう少しその比較について、よりLCA的な概念になるかと思えますけれども、どうやってきちんと開示していくのがフェアなのかというところをガイドラインの中でも触れたほうがいいかなと思いました。

以上です。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。では、田原さん、どうぞ。

**【田原委員】** ありがとうございます。先ほど長谷川さんの件にあったんですけども、そのコメントにコメントなんですけど、今回いわゆるタイプⅢを取らないですというところが一つの肝なかなと勝手に僕は理解しています。逆に言うと、いろいろな業界があって、いろいろな業界の状況があるので、その業界ごとに決めていけるという見方もあるかなと、その辺は良い点かなと。それをコントロールできなくなるので、何だかよく分からないけれども、すごく易しいのでみんなで取りあえず握っておいてつくっちゃうということも可能になってくるので、そこはガイドラインで押さえるような形である程度自由に変な方に行かないようにやれるといいかなと思っています。

もう1点なんですけれども、細かいことで、38ページのCFP全体排出量への影響が少なくとも80%であるプロセスを指すという、その80%とかいうこういうものが、どういうふうに80%求めているのかな？多分定義がされてないんじゃないかなと思っています。目標はいいんですけども、2次データと1次データの割合が、1次データが多いほうがいいよというだけども、どうやって計算するんですかといったときの計算の方法というのは明確にしておいたほうがいいかなと思いました。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。ほかにいかがですかね。伊藤さん、どうぞ。

**【伊藤委員】** 今、田原さんもおっしゃったところではあるんですけど、タイプⅢの環境ラベルがある中において、そこは違うところ、そこまでのニーズがないところで一方で比較をしていくルールをつくっていくというところがポイントになっているかなと思っています。ただ、やはり製品単位で一つ一つ第三者認証を必要に応じて取っていくこととなると、どんどんある意味タイプⅢ環境ラベルに近づいていくんじゃないかなと思っています。

一方で、今回ここに入っていないところで多分実際使っていく中で気になるポイントというのが、恐らく製品単位のところの製品のメッシュと、あとは算定の頻度、このところも結構肝なのかなと思っています。例えば1つの製品でもいろいろなお客様によって違うものを出していたりとかそういったところを細かくやっていくのか、あるいはそれを毎回作るたびにやってくるのか、ある程度1年間有効とか、EPDですと5年間有効とありますけれども、そういうある程度有効期間を設けていくのかというところ、ここもガイドラインとしてはある程度明記するべきかなと思っています。

そうすると、どうやってやはりなるべく簡便にやっていくのかというところ、ここもポイントになるかなと思っています。32ページですかね、算定ツールの検証をもってCFP自体、その計算した結果が検証を受けているわけではないですよというところはあるんですけども、このところをどう効率的にやっていくのか、このところも今後、これは業界別になるかもしれませんが、ポイントになってくるんだろうなどは考えています。

以上でございます。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。私も一つ意見を言わせていただきたいと思います。これ、私の話はそもそも論になるんですけども、他社製品と比較されるCFPとあるんですが、誰が比較するんですかねという部分があつてですね。B2Bで、例えば企業さんが納入者に対して、こういうデータを下さい、おたくのところどうなっていますかと比較するわけですけども、それはB2Bの範囲でやっている限り、事業者任せられている話であつて、検証についても、事業者が必要だと思えば言うのであつて、特段、誰が比較するんだということをもう少し考えていかないと、何のためにこれを作っているのかというのが分からないと思うんですね。

その一方、一番最初にあつたのは、比較されて算定する側にとっては、同じPCRであっても比較されるのが嫌だね、やっぱり製品の機能が違うしという部分があるわけです。そういう状況の中で、じゃ、誰が比較するんですかということを考えると、比較されてもしょうがないので、業界さんがそれぞれのガイドラインを、算定ルールをつくっていきましょうというのは分かります。比較されるかもしれないので、共通のガイドラインをみんなで作るものをつくろうね、そのときの要件を書いてあるというのは分かるんですけども、ただ、その使い方の部分が非常に不明確でありながら、比較というところを強調されているのが、私の感覚では若干違うかなという気はします。私の意見ですけども。

ほかの方どうですか。よろしいですか。この部分についてはこれぐらいにしてよろしい

ですかね。

それでは、その次の3番目の議題に移りたいと思います。資料3の(3)について、まずは経済産業省さんからの御説明があつて、その後、今日資料4が出ていまして、グリーン購入法におけるという部分がございます。これも先ほどの比較という部分と非常に関係がありますので、この話を聞いてから、もう一度さっきのところについて御意見がある方は出していただければと思います。どうぞ。

【内野企画官】 45ページ目以降になりますけれども、グリーン調達におけるCFPの利活用についてということでございます。

45ページ目、海外では、官民においてCFPを利活用した調達行動が進んでいるということで、この辺りは第1回のときに御紹介させていただいたところであります。

次のページ、この検討会のアウトプットとして、一つはCFPのガイドラインというところを目指しているわけでございますけれども、このガイドラインをつくるのが目的というよりは、これを使っていただくということかと思っております、ガイドラインに即して算定され、かつグリーンな製品を官民で優先的に調達していく、そういう仕組みをつくっていく必要があるだろうと。それはサプライチェーン全体で排出削減を進めていく上で必要なことかと思っております。

次のページ、官民におけるグリーン製品の調達を進める意義と課題というところでございます。グリーン製品は往々にして様々なコストがかかる場合があるということでありませけれども、そうした場合であっても、値段が高くてもグリーンな製品が買える世界をつくっていくということで、産業界が製品をグリーン化していくというインセンティブになるだろうと。また、公共調達というのは、国が買う分かなり大きなものがあるということもありますし、また、民間企業においても参照されていくということでもありますので、波及効果があつて、グリーン製品の需要拡大も期待できるということでもあります。また、国際的にも、公共調達含め官民の調達のグリーン化が進んでいる。言わばグリーンな製品が国際競争力があるという方向に進みつつあるという中で、競争力の観点からも日本の製品のグリーン化を促していくことは重要ではないかと考えてございます。

その際、課題の例として幾つか書いてございますけれども、グリーン製品の判断基準やその算定方法、これはまさに今御議論で出ているところでもあります。また、こういった製品でグリーン調達を進めていくか、これについては例えばということで3つほど観点を書いています。1つ目にGHG排出削減に寄与するインパクトの度合い、2つ目に産業競争

力の観点、3つ目に国際的な動向、これらを踏まえて考えていくということかなと思って  
おります。また、最後、製造プロセスの脱炭素化費用に対する価格負担、これも検討して  
いくということかと思っております。

経産省からは以上です。

【稲葉座長】 ありがとうございます。今日は環境省さんから御説明があると聞いてい  
ますけれども、お願いします。

【田中課長補佐】 環境省大臣官房環境経済課の田中でございます。では、私のほうか  
ら資料4、グリーン購入法におけるカーボンフットプリントの活用について御説明させて  
いただきます。

まずは、そもそもグリーン購入法の概要をまず御説明させていただきたいと思いま  
す。資料4の1ページ目でございます。まず目的といたしまして、環境負荷の低減に資する物  
品や役務、これをグリーン購入法上は環境物品と呼んでおりますけれども、こういったも  
のにつきまして、国等の公的部門においてまず率先して調達を行っていくということ。さ  
らに、環境物品等に関する情報の提供を行う。こういった取組によって環境物品等への需  
要の転換の促進を行う。その結果、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を  
図ると、これを目的にしているというところでございます。

2ページ目でございます。まずグリーン購入の対象といたしまして、国等の公的機関と  
申し上げましたけれども、まずは国及び独立行政法人が対象となっております。こち  
らの表を見まして、まずグリーン購入法の推進に関する基本的事項を定めた基本方針が毎  
年策定されております。この中には、重点的に調達を推進すべき環境物品の種類、これは  
特定調達品目と呼んでおりますけれども、このような種類とか、その特定調達品目が満た  
すべき環境性能を定めているものでございます。例えば文房具であれば、プラスチックが  
使用されていれば、再生プラスチックが40%以上のものを国等は率先して調達する。あ  
るいは、自動車であれば電動車等を率先して調達すると、そのような基準が定められてい  
るというところでございます。

こちらの基本方針に基づきまして、各省庁のほうで毎年度、基準方針に即して調達方針  
を定めております。基本方針で定められた品目につきまして、基準に即したものを何%調  
達する、そのような目標を各省庁ごとに毎年定めているというところでございます。この  
調達方針に基づきまして各省庁で調達を推進、そして、調達実績の概要を取りまとめ、公  
表を行っているというところでございます。

続きまして、3ページ目でございます。グリーン購入法の対象として地方公共団体も含まれております。ただ、こちらは国等と違いまして努力義務というところではございませんけれども、地方公共団体においてもグリーン購入ということで調達方針を作成、そういったものが推進されているというところでございます。また、実は事業者、国民といった我々一般国民のほうも対象となっております。これはあくまでも一般的責務というところでございます。可能な限り環境物品等の選択に努めるということが法律上定められているというところでございます。

続きまして、グリーン購入法における判断の基準と配慮事項というところでは、先ほど文房具や自動車の例を挙げさせていただきましたけれども、各品目において判断の基準あるいは配慮事項を定めております。まず判断の基準は、先ほど申し上げた特定調達物品であるための基準というところでございます。ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮する、あるいは特定調達品目ごとの判断の基準におきましては、数値等の明確性が確保できる事項について設定を行っているというところでございます。

基本的には、最低限満たすべき基準として一つの基準を設定しているところでございます。この基準の設定に当たりましては、あくまでも国等の調達の基準でございます。既に市場に普及している製品の中から環境性能の高いものを調達するという考えの前提の下、市場に既に普及しているもので環境性能の高いものを最低限満たすべき基準値、判断の基準として設定しているというところでございます。

基本的には、各品目ごとにその最低限満たすべきものの基準を一つ定めているところでございますけれども、より高い環境性能を示すものとして2段階の基準を設定しているものがございます。これにつきましては、基本的には最低限満たすべき基準を仕様として調達を行うんですけれども、各調達者の判断によって、最低限満たすべき基準ではなくてより高い環境性能を示すものを調達するという、各省庁の判断でこのような基準値、2段階の基準の基準値1も利用をされているという状況でございます。

また、判断の基準ではないんですけれども、配慮事項を定めているものがございます。これは特定調達物品の要件ではないんですけれども、調達に当たって配慮することが望ましい事項として定めているところでございます。現段階では判断の基準として、適用が適当でない事項であっても、環境負荷の低減上重要な事項、今後推進していく方向性を示すものとして配慮事項も設定しているところでございます。以上、グリーン購入法に関する簡単な御説明でございます。

グリーン購入法におけるカーボンフットプリント、定量的環境情報に関しての取扱いと  
いうところの御説明をさせていただきます。やはりカーボンニュートラルを目指す上で、  
まずはカーボンフットプリントの重要性を我々も考えているところでございます。この市  
場の取組を加速するべく、国等の調達の基準を定めるグリーン購入法の中でも、カーボン  
フットプリント、定量的環境情報が開示された製品等をグリーン購入法においても推奨す  
ることについて今年度検討を行ったところでございます。この定量的環境情報の算定及び  
開示につきましては、今後カーボンオフセットを活用するための前提でもあると考えてい  
るところでございます。

グリーン購入法の中でカーボンフットプリントを活用にするに当たって、3つの事項を  
考え方として整理いたしました。まず1つ目といたしましては、ISO14067や14  
040、そういった国際規格に準拠した温室効果ガスの排出量の算定方法に基づいて温室  
効果ガス排出量が算定されていること。そして、この算定につきまして、適切な方法、製  
品への表示とか、同梱される印刷物、そして、ウェブサイト等により開示がされているこ  
と。そして、定量的環境情報の算定、そして、開示を推奨するとともに、温室効果ガス排  
出量の見える化を図って、製造事業者等のインセンティブとすること、この3つの考え方  
の下にグリーン購入法の取扱いについて検討を行ったところでございます。

検討に当たりましては、定量的環境情報が開示された製品等がある品目について、各業  
界における取組の進捗等を踏まえまして、判断の基準あるいは配慮事項としての設定可能  
性の検討を行いました。当然ながら、現在本検討会のほうで検討を進められておりますカ  
ーボンフットプリントのガイドライン、こちらの策定等も踏まえた上で今後さらなる判断  
の基準等の更新は行いたいと考えているところでございます。

では続きまして、6ページ目でございます。具体的な判断の基準等の設定の方向性でご  
ざいます。基本的にはISOに準拠した自己適合宣言等によって定量的環境情報が開示さ  
れた製品等が存在する品目につきましては、各品目における判断の基準あるいは配慮事項  
として設定について検討を行ったというところでございます。また、現段階において、カ  
ーボンフットプリント等による情報の開示がされた製品がない品目についても、今後の温  
室効果ガス見える化あるいはカーボンオフセットの活用を促進する観点から、望ましい  
事項、配慮事項としての設定の検討を行ったというところでございます。判断の基準の設  
定につきましては、やはりまだ最低限の基準として設定を行うというのではなくて、2段  
階の判断の基準設定をして、より望ましい基準として設定を行ったというところでござい

ます。

また、一部製品におきましては、既にカーボンオフセットされた製品等が市場に供給されているものがございます。そういったものにつきましては、まだカーボンオフセットの基準化は当然時期尚早と考えておまして、当該品目に係る配慮事項としての設定可能性について検討を行いまして、一部品目については配慮事項のほうに設定を行ったところでございます。

将来的には、本検討会で検討が進められておりますカーボンフットプリントガイドラインに基づく算定が行われまして、その結果、グリーンな製品を判断する判断の基準として設定して、サプライチェーン全体での排出削減を実現した製品を評価する基準の設定についても将来的には検討できればと考えているところでございます。

資料の7ページには、参考としてカーボンフットプリントに係る2段階の判断の基準について図でお示しをしているところでございます。基本的なグリーン購入法の判断の基準というのは青色のところでございます。これが最低限満たすべき基準として設定しておまして、この基準を満たさないものはグリーン購入法上は特定調達物品等以外という、赤の点線の下グレーの部分、グリーン購入法の基準を満たさないようなものとして設定しているところでございます。今回カーボンフットプリントを算定した製品は、現行の判断の基準に加えまして、より高い、より望ましい環境性能を求めるものとして設定をしているところでございます。

今回設定した例といたしまして、8ページ、9ページのほうに品目の事例をお示ししているところでございます。タイルカーペットへの適用というところでございまして、今回見直しの中でタイルカーペットにおいて業界のほうでもカーボンフットプリントあるいはカーボンオフセットされた製品、そういったものが既に市場にあるということも踏まえまして、まずカーボンフットプリントの取組について判断の基準に盛り込みまして、また、配慮事項のほうでカーボンオフセットされた製品を今回新たに追加を行ったというところでございます。

環境省のほうからは、簡単ではございますが、以上でございます。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。今後のことがかなり書いてあるわけですから、経済産業省さん、それから、環境省さんから御説明をいただきました。何か皆さんから御質問ありますか。御意見とか。

河村さん、どうぞ。





記載するように判断の基準の中に書かれています。今回の説明資料では、同梱される印刷物、取扱説明書、ウェブサイトが例示されていますので、基本方針のほうにもそういう例示を書いていくのか、算定値だけを書けばいいのか、算定ルールや第三者検証の有無など、付随する情報も含めた開示の仕方のガイドがあったほうが、見る側、提供する側双方が困らないと思います。

それから、資料3の47枚目や資料3の冒頭にもつながりますが、CFP情報をどう読み取るかという、調達者の育成・啓発が必要だと思います。今までCFP情報に触れる機会がほとんどなかった調達者の方がほとんどだと思いますので、2月～3月には、グリーン購入法の全国説明会でお話しされると思いますが、次年度以降も継続的に御説明いただけるとうれしいです。

47枚目の資料では、「国」と「民間企業」という言葉は入っていますが、「地方自治体」という言葉がありません。地方自治体はグリーン購入法では努力義務ではありますが、地方自治体もグリーン購入法の基本方針に沿って取り組まれているので、ガイドラインの中で、地方自治体に対しても、CFPの活用方法た活用の促進について触れていただきたいと思えますし、環境省さんにもお取り組みいただきたいと思えます。それが2点目です。

最後3点目ですが、第2回検討会で、CFPのガイドラインの策定期間について年度内あるいは年度明けというご説明があったかと思えます。余計な心配ですが、グリーン購入法の基本方針パブコメ案の前文のところにこのガイドラインのことも触れられていて、ガイドラインのタイミングと基本方針の閣議決定のタイミングがは合うのかと思えました。

以上3点です。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。長谷川さん、続けてお願いします。

**【長谷川委員】** ありがとうございます。このグリーン調達をある意味要件としてグリーン要件を調達に入れるというのは、CFPの可視化を進める上では非常に有効な手段かなと思えますので、非常に素晴らしいなと思っています。

他方で、先ほどコメントもさせていただきましたけれども、脱炭素とか低炭素、あと、CFPの可視化というのは、企業にとっては基本的にはコストということで、やはり投資余力が大きな企業にとっては有利に働き、投資余力が小さい中小企業にとっては市場からキックアウトするようなメカニズムに働きがちということは我々として留意する必要性があるかなと思っています。

なので、民間企業がやる場合は結構ですけれども、公共調達の中でグリーン要件を入れ

る場合には、やはり公平性の観点から、ある程度ケーパビリティビルディングとかそういう支援策、プログラムとのセットというのが非常に必要になってくるんじゃないかなというふうに考えています。グリーンの達成というところが要件でなくても、このプログラムを利用しているかどうかというところを例えば要件に加えるとか、少し救済的なものも考える必要があるのではないかなと考えております。

以上です。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。ほかに御意見のある方いらっしゃいますか。どなたも手が挙がっていませんか。

経団連、須永さん、御発言ありますか。

**【日本経済団体連合会】** ありがとうございます。環境省の資料6ページに関連しての発言でございます。定量的環境情報が開示された製品等の存在する品目という話がございますが、まず、こうした品目をどのように調査・確認するかという課題があるかと思えます。とりわけISOに準拠した自己適合宣言とありますが、どの企業のどの製品が宣言をされているかの一覧があるわけではないと思っております。また、環境ラベルや自己適合宣言は任意の活動であり、一定の環境性能や満たすべき基準を設定したのでもないかと思えます。

こうしたことも踏まえまして、判断基準または配慮事項として設定することを検討するに当たっては、ぜひ関係する企業・業界団体の意見を十分に聞いていただければありがたいと思えます。同様に、このページの最後にグリーンな製品の判断基準の話もございますが、こういったことにつきましても、ぜひ企業・業界の意見を聞いていただければと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。深津さん、まだありますか。

**【深津委員】** すみません、もう1点だけ。

**【稲葉座長】** 端的にお願いします。

**【深津委員】** すみません、環境省さんの資料の5枚目のスライドですけれども、赤い矢印のところ第三者機関による妥当性確認及び検証があることが望ましいと書かれてあり、ガイドラインで第三者検証を必須とするという記載との整合が気になりました。

以上です。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。さっき私が比較をするという部分で、B2Bで

使っているときに比較といってもしょうがないんじゃないの？ ということをし上げましたけれども、ここの資料を見てやっと納得がいくのは、先ほどの比較の可能性があるとこの部分の書き方は、このグリーン調達とかそういう部分に適用するとすれば、至極妥当な書き方かなという気が私はしてきました。ですから、比べるというのを誰がやるんですかという部分において、グリーン購入法の中でこのガイドラインを使っていきますというのであれば、非常に納得できる書き方かなという気が今してきましたので、資料3の(2)のところの書き方をもう少し何か工夫ができないかなという気が今してきました。御検討いただければと思います。

ほかに何かありますか皆さん。(2)のところにもう1回戻っても結構ですが。

今の皆さんのお話に、今、私も意見を言ってしまいましたけれども、環境省さん、それから、経済産業省さん何かお答えになることありますか。よろしいですか。どうぞ。

【田中課長補佐】 環境省でございます。まず、様々な御意見ありがとうございます。

まずは今回の基準や配慮事項に一部品目で設定しているところでございますけれども、設定に当たりましては、当然各業界団体の皆様と調整した上で、納得していただいた上でこの見直し案を作成しているところでございます。今後さらなる品目の拡大を進めるに当たっても、当然ながら各業界団体の皆様との意見交換をした上で、設定のほうについては検討を進めていきたいと考えております。

あとは、様々な御意見ございまして、例えば情報開示の手法とか、あとはどのような情報を公表すれば、基準値1に該当するのか、そういったところもあるかと思っております。そういった内容につきましては、当然備考のほうでも一部説明をしているところもございまして、今後各説明会等を開催するに当たってもそういった詳細については丁寧に御説明をさせていただきたいと考えております。当然ながら地方公共団体も対象となっておりますので、グリーン購入法の地方公共団体への拡大というのも我々の目的ではございますので、そういったところでも丁寧な説明のほうさせていただきたいと考えているところでございます。

あとは、ガイドラインとグリーン購入法の閣議決定のタイミングとか、第三者認証が望ましいというような、我々環境省の資料では書いてあるところでございますが、これは当然ながらこのカーボンフットプリントのガイドラインと適合して同じ方向性となるような形でグリーン購入法の中でも取扱いのほうを検討したいと考えております。それについては、今後の検討になってくるかと思っております。

環境省としては以上でございます。

【稲葉座長】 ありがとうございます。内野さん、どうですか。

【内野企画官】 さっきの（２）のところについてもコメントについてお返しできなかったところもあるので、そこも含めてできる範囲で回答させていただきたいと思います。

まず、先ほど稲葉先生がおっしゃっていただいたこと、他社製品と比較されるＣＦＰの算定において最低限満たすべき要件と書いてありまして、ここは環境省さんにプレゼンいただいたように公共調達も念頭に置いているわけでありまして、それが主眼かもしれませんが、これは公共調達に限らず、できることならそれは民間の調達においても波及していくということも一つ大事なことかなと思っております。これはＢ２Ｂであるので、もうそれは任せておけばいいというような考え方もあるかもしれませんが、やっぱり私としては政策的な誘導も大事なかなと思ってます。それはサプライチェーン全体の脱炭素化ということもありますし、国際的にグリーンな製品が競争力が高くなっていくということが進みつつある中で、日本の製品の競争力という観点からも、Ｂ２Ｂの世界であっても政策的な誘導ということでこういうガイドラインで示していくということは意味があるのかなと思っております。

あと、先ほどの（２）のところに出てきたコメントで、野村委員から、製品別算定ルールが適当かどうか業界団体の関与の度合いとか会社の数とか、あるいは深津委員からは検証のレベル感というような御意見、コメントが出たと思います。このガイドラインにおいて、業界団体が入っていることを必須とするとか、あるいはこのカバー率がどれぐらい入っていることが望ましいとか、なかなかそこまでこのガイドラインで書き込むというのは現実的ではないかなと思ってまして、今の書き方のように、利害関係者で協議が必要というふうな記載にとどめているところであります。

それは結局、調達を行う者、ＣＦＰを活用する者がどう判断するかというところに最後はなってくるのかなと思ってます。それは例えば公共調達であれば、グリーン購入法の基準の中で、この製品の算定ルールはこれに従うというのを例えば入れるとかそういうふうに指定をしていく、あるいは民間であれば、その算定ルールについて民間で判断をしていくということなのかなと思ってます。ですから、検証のレベル感というところについても、それぞれ調達する者が判断するのが適当かなと思っております。ただ、国際ルールも踏まえて、比較を前提とする場合においては、第三者の検証は少なくともレベルの差はあれ必要という整理に我々の案ではしております。自主的なところというのは、前回

提示させていただいたように、自己検証でもいいという書き方にしてはどうかと考えております。

【稲葉座長】 以上でよろしいですか。今、内野さんから、活用する者の責任があるんじゃないかという発言もありましたけれども、まさに比較というのは、使う側が一体どういように使うのかという部分が非常に大きいんじゃないかなと思います。一方で、算定する側はどのように使われるかなということを気にしながら、ルールをつくっていくわけですね。そこの両者の整合性をどうやってつくっていくかという、そういう問題だと思います。

ガイドラインの書き方についてまだいろいろ御議論あると思いますけれども、何か特に言っておきたいということがありましたら、今ここでお聞きしておきたいと思います。

野村さん、どうぞ。

【野村委員】 ソコテック、野村です。ガイドラインの書き方というところで要望ということになると思いますが、検証の要否のところですかね、資料の3の(2)の40ページになるのかなと思うんですけども、第三者検証をする上では二重責任の原則というところをぜひ明記していただければなと思っています。これは監査プロセスなんかでよく出てくる原則ではございますし、通常、近年ですと温室効果ガスの排出量検証なんかでもこういった二重責任の原則というのがあります。これはあくまでも原則ではございますけれども、算定者と検証者の双方の責任範囲というところをあれですけども、明確にして算定と検証をやるというところをこの原則で明示するというところをぜひガイドライン上でお示しいただければなと思います。

要は、例えばCFPの算定者にとってみたら、算定の情報の提供も含めて、算定する、情報提供するというところに関しては算定書に責任があって、検証者はそれに基づいて検証するというところに責任があるというところで、要は、数値を保証するということになると思うんですけども、その辺の責任の範囲というものが実は二重責任がきちっとあるというところを明確にいただければなと思っています。

【稲葉座長】 見る人というか、活用する者にとっての検証というのがどういうものであるべきかという議論がまず必要で、その具体的なやり方についての御意見を一ついただいたという位置づけにさせてください。よろしいですかね。

それでは、あと資料5と6が残っています。資料の5はレポートの骨子案、それから、資料6がガイドラインの骨子案ということになってございます。この2つについて経済産

業省さんですか、説明ください。

【内野企画官】 まず資料5がレポートの骨子案でございます。時間の関係もありますので、前回お示しさせていただいたものからの変更点ということで主な点を御説明いたします。

まず、2ページ目の2ポツの(5)でありますけれども、CFPの概念の整理ということで、冒頭に申し上げたように比較可能性に応じて整理するというところの記載ぶりを修正してございます。

それから、3ポツの(1)、CFPの提供を受けて利活用する者において留意すべき事項、この点を加えてございます。

それから、(2)の産業別のセグメントの現状と課題、今後の方向性ということであります。こちらは前回は課題というところでとどまっていたけれども、今回、今後の方向性というところを追記してございます。サプライチェーン上流の企業(鉄鋼、化学)の場合、こちらの今後の方向性につきましては、排出削減努力がより正確に反映されるように、1次データの算定、サプライチェーンの共有を推進していくこと等を記載しております。2つ目、B2B、B2C双方のビジネスがある最終製品メーカーの場合、今後の方向性として、グローバルに運用する算定ルールの確立が必須であることなど。それから、3つ目のB2Cが中心の最終製品のメーカーの場合におきましては、今後の方向性として、膨大な製品点数に対して、必要最低限のCFPの精度を確保しつつ、迅速・低コストで算定する方法が重要である旨。それから、4つ目、中小企業の場合ですけれども、今後の方向性として、排出量の算定ツールとか設備導入に対する支援、それから、支援機関からの後押しが必要である旨等を追記してございます。

それから、資料6、ガイドラインの骨子案でございますけれども、2ポツの(2)、CFPの提供を受けて利活用する者が注意すべきことを書き加えております。

説明は以上になります。

【稲葉座長】 ありがとうございます。資料5、資料6、両方の説明が今終了したということですのでよろしいですか。御意見いただきたいと思います。

どうぞ。伊藤さん、それから、河村さんの順でやりましょう。

【伊藤委員】 まずCFPレポートの最後の課題というところに関して幾つかコメントさせていただきたいんですが、最初のほうでも御意見させていただいたんですけれども、やはり特に中小企業さんですと、支援もそうですし、あとは時間軸、いつまでにどういつ

た準備が必要かというところはかなり気にされているなというところがあります。その辺を、中小企業さんに限った話じゃないかもしれませんが、時間軸というところはどこかで盛り込めたらなと思っております。

それから、人材の育成というところなんですけれども、これは第三者検証のところもそうですし、あとはその自社の中で算定をする人、ここで例えば資格制度みたいのを設けてGHG算定を正しく行っていく、こういったところはあるかなと思っています。

もう一つ、繰り返しですけれども、やはりデータの算定の頻度と有効期限、このところも、どれくらい負荷がかかるのかというところでかなり皆様気にされるんじゃないかなと思っています。

ガイドラインに関わるのところなんです、今までの議論ですと、基本的にはISOの特に14067、ここにのつとるとというのが軸かなと理解をしております。よくいわゆるGHGプロトコルのスコープ3とISOベースでのカーボンフットプリントの計算、このところでその違いとかどういうふうにそれぞれ対応していったらいいのかというところ、ここら辺悩まれている方も多いかと思います。

データの収集とか整理、ここはある程度共通の部分もあると思うんですけれども、今回のいわゆるISOでの計算とGHGプロトコルでの計算、あとはこのガイドラインに基づいた計算、この辺の、特にこれから計算をされるような方々に向けたフローチャートのところ、その違いであったり共通点であったり、そういったところが例えばフローチャートの整理して説明をするというところがあるとより理解が深まるのかな、補足でもいいと思うんですけれども、あると理解が深まるのかなと考えております。

以上になります。

**【稲葉座長】** 河村さん、どうぞ。

**【河村委員】** すみません、私からはシンプルのところなんですけれども、ガイドラインあるいはレポートにおいて客観的に方法とか定義とかを説明されると思うんですけれども、あとは今日お話にありましたように、グリーン調達、国や自治体等によってのものにも生かすというところがあるので、これをつくるに当たって国として積極的に進めるという姿勢を入れるのかどうか、入れられるのであればそういうふうなものを入れて引っ張っていくというものがあつたほうが、よりこの制度、カーボンフットプリントの新しいガイドライン等が普及していくということになるかなと思いました。もしくは、民間に任せて、客観的に書くところでの記載にとどまるのかというのがちょっと気になったところでした。

【稲葉座長】　そうですね、今日お話があった部分がどこに入っているのかというのがちょっと気になりますね。後で教えてください。

そのほか、御意見ありますか。それでは、深津さん、長谷川さんの順でお願いします。

【深津委員】　ありがとうございます。前回第2回でお話をさせていただいた下請法の話が、恐らくレポートの4ページ目、下のiv番、中小企業の場合の現状というところに入るのかなと思っています。まだ項目出しだけなので、文章になった段階でどのように書かれるかというふうに見たいと思いますけれども、大企業さんから過度な要求にならないようなどいうところをしたためていただければと思っています。

以上です。

【稲葉座長】　ありがとうございます。

【長谷川委員】　ありがとうございます。2点コメントで、1つ目は先ほど伊藤さんからも言及がありましたけれども、やはり時間軸といった議論が必要になるんじゃないかというところで、今後の政策論点とか課題といったようなパートでは、要求事項とか実施方法といったような取組指針だけではなくて、どういうふうの実施レベルを引き上げていくのかといったところのロードマップのような議論も必要になるんじゃないかなというのが1点目のコメントです。

2つ目はもう少しふわっとしたコメントになってしまうんですけども、これやはり、なぜこのCFPに取り組まなければいけないのかという観点については、もう少し書き込みがあってもいいのかなと思っています。やはりサプライチェーン全体での削減、これは求められていることは事実ではあるんですけども、どこまで本気でやるべきなのか、どこまでアクセルを踏むべきなのかということにまだ逡巡されているような方々も多いのかなというところがございますので、業界側としても産業を守るため、産業の競争力を守るため、もしくはもう一段積極的に産業の競争力を高めるためにこういうことを推進する必要性があるといったようなところの言及、議論もあってもいいのではないかなと。

特にやはり欧州をはじめとした海外ではCFP、GHGを戦略的に使っていこうという背景もございますので、日本の産業としてこれをどういうふうにつけて取り組んでいくのかといったような視点での言及もあってもいいのかなと考えております。

以上です。

【稲葉座長】　ありがとうございます。ほかにいかがですか。

私からは、今日の話があったのが、2段階でガイドラインを書いていくという話があっ



て、その2段階という部分がどこに生きてくるのかなというのがちょっと分からなくなっていますので、そこを御説明いただきたいなと思いました。

何かあるんですか。須永さん、また御発言ですか。須永さん、どうぞ。

**【日本経済団体連合会】** オブザーバーから度々失礼いたします。第1回会合におきまして、事務局から、検討会と並行する形で関係業界との対話を実施する旨の説明をいただいたかと思えます。本件に関心が高い業界団体からは、ぜひ意見をお伝えしたいという声を我々も聞いております。

少し戻って恐縮でございますが、例えば本日前半でございました製品別算定ルールของการ作成プロセスの話について、製品によっては一定の柔軟な対応というのもあり得るかと思えますし、1次データ収集の範囲の話について、システム実務上可能な範囲もあるかと思えます。オフセットの話も、いろいろと議論があったかと思えます。このレポート骨子案にも、産業セグメント別のCFPの現状と方向性というのがあるかと思えます。こういったことも踏まえまして、レポート案作成に当たって、もしまだ実施されていない場合がございますが、業界団体との意見交換はぜひとも進めていただければと思っております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。今のところの段階で何かお答えになれることありますか。

**【内野企画官】** レポートとガイドラインの骨子案でなくて案は次回お示しをさせていただきたいと思っておりますけれども、今のところ、河村委員からあったグリーン調達のところにつきましては、レポートの、資料5の最後、5ページ目、4ポツの(2)、政府調達や民間調達におけるCFPの活用の在り方、ここに記載していくのかなと思っております。

あと、深津委員からあった下請法のところは、レポートの中小企業のパートもそうですし、場合によってはガイドラインの中に入れていくということでもいいのかなと思っております。

あと、2段階のところについては、(3)の算定、検証のところ、どちらの段階なのかというところを分かるように整理して書くのかなと思っております。

私から以上です。

**【稲葉座長】** まだ少し時間がございますので、ガイドライン案が次回出てくるはずで

すから、それについての御意見いただければと思います。

このモデル実証というのは一体何をやっていらっしゃるんですか、今。

【内野企画官】 モデル実証は、自動車の関係、それから、化学の関係で協力していただく企業さんに、今議論していただいているガイドラインが出来るという前提で実際に算定をしていただいているというところでもあります。どういうやり取りが算定者とサプライヤー等でなされているかといったようなことで、このガイドラインの実現可能性をチェックする意味合いということであるんですけれども、次回その結果等は御紹介させていただきたいと考えてございます。

【稲葉座長】 ありがとうございます。

皆さん、いかがですか。

全体的にこれを、次回4回目が最後ですよ。違うんですか。

【内野企画官】 実質的には次回4回目ということで案をお示しさせていただいた上で、それを必要に応じて、4回目でもいただいた御意見を反映させたものを個別に委員の方に御確認いただいた上で、5回目というのは、それで済むのであれば書面開催ということでののかなと今のところ考えてございます。

【稲葉座長】 ありがとうございます。

さあ、よろしいですか。時間が多少余りぎみでございますけれども、今日の議論これで全部済んだかなと私は思っておりますが、内野さん、それでよろしいですかね。

【内野企画官】 はい。今日いただいたコメントでにつきましては、次回御提示するガイドラインなりレポートの案に盛り込んだ上で、また、少しコメントの趣旨等も確認させていただきながら個別にやり取りもさせていただきたいと思っておりますけれども、そういうことを経て4回目の資料を準備させていただきたいと思っております。

【稲葉座長】 須永さんからも、業界団体さんと協議といいますか、御相談いただきましたという御意見がございましたので、それも踏まえて作っていただきたいと思います。

それでは、ちょっと早いんですが、以上をもちまして、今日の第3回の検討会を終了ということにさせていただきます。

事務局さんから何かありますか。なければ、これで私が閉めちゃってよろしいですか。

【内野企画官】 次回の検討会ですけれども、1月31日を予定してございますので、よろしく願います。本日は御議論ありがとうございました。

【稲葉座長】 どうも皆さん、お疲れさまでした。これで閉会といたします。どうもあ

ありがとうございました。

— 了 —